

北海道告示第11522号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和4年12月16日

北海道知事 鈴木 直道

1 資格及び業務等の種類

令和4年度において道が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約による業務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和4年12月16日に一般競争入札の公告を行うコンビニエンスストアの設置・運営に係る建物賃貸借契約

（2）資格

コンビニエンスストアの設置・運営に係る建物賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

（3）業務等の種類

コンビニエンスストアの設置・運営

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

（1）政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（2）政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（4）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

（5）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（6）北海道内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。

（7）令和4年12月1日現在、道内でコンビニエンスストア（主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行う事業所をいう（「日本標準産業分類」（平成19年11月改定総務省）における「5891コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る。）」）の設置・運營業務を行っていること。

なお、コンビニエンスストア運営会社のフランチャイズ契約者、加盟者等は応募できない。

3 資格審査の申請の時期及び方法

（1）申請の時期

資格審査の申請は、令和4年12月16日から令和5年1月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午

後5時30分まで

※郵便等の場合は、申請期間の終了日の受付時間内必着とする。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

なお、電子メールで提出する場合は、PDFファイルにより提出するものとし、着信を確認すること。

ア 提出先の名称

北海道総務部行政局財産課財産制度係

イ 提出先の所在地

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎 5階

電話番号：011-204-5056

メール：somu.zaisan1@pref.hokkaido.lg.jp

(3) 提出書類 ※写しによる提出も可能

提出書類（各1部）	備考
入札参加申込書（兼貸付申請書）	別記第1号様式
法人登記簿謄本又は登記事項証明書	法務局発行のもので、入札執行日前40日以内に発行されたもの
定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類	
印鑑証明書	法務局発行のもので、入札執行日前40日以内に発行されたもの
道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書	道に納税義務がある場合 道税事務所、（総合）振興局が発行する「道税について滞納がないこと」を証明するもので、発行後3ヵ月以内のもの。
本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）に滞納がないことの証明書 (注1)	道に納税義務がない場合 本店所在の都府県が発行する事業税に滞納がないことを証明するもので、発行後3ヵ月以内のもの。
消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	税務署が発行する「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」で発行後3ヵ月以内のもの。
法定保険加入状況一覧表	
道内での店舗運営実績を証明する書類（任意様式）	令和4年12月1日現在
暴力団員又は暴力団関係者に該当しない者であることの誓約書 (注2)	様式3
利用計画書	別記第2号様式
委任状	代理人に権限を委任する場合に限る。

注1) 「本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書」

① 道税を納付している場合は、提出不要である。

注2) 「暴力団員又は暴力団事業者に該当しないものであることの誓約書」

① 会社の代表者が誓約したものでなければならない。支社長等代理人の名称で誓約することはできない。

(4) 押印の省略

押印を省略する場合、担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記載しなければならない。
なお、内容確認のため、記載の担当者に連絡をする場合がある。

(5) 審査結果

審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの。

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認められた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。